

令和4年7月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年7月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社立石観光（法人番号：5040001110764） 代表者 瀬能 英男
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県野田市船形51 (野田営業所) 千葉県野田市船形51
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和3年11月2日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和4年7月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年7月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社アモーレ交通 (法人番号: 9030002098534) 代表者 関 一幸
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県川口市新堀町3-1 (東京支店 営業所) 東京都足立区舎人2-20-13
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第68条
(6) 違反行為の概要	令和4年6月6日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 運行管理補助者の届出義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第68条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和4年7月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年7月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	井上運送株式会社（法人番号：6020001065844） 代表者 井上 修二
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県川崎市高津区末長4-26-22 (本社営業所) 神奈川県川崎市高津区末長4-26-22
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第45条
(6) 違反行為の概要	令和4年5月31日及び令和4年6月8日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)定期点検整備等の未実施(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和4年7月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

栃木運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年7月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社さつき観光バス (法人番号: 6060002020159) 代表者 大塚 栄
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県鹿沼市加園138-2 (本社営業所) 栃木県鹿沼市加園138-2
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年4月21日及び令和4年5月23日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)